

支笏洞爺国立公園指定 70 周年記念マーク使用規程

1. 目的

この規程は、支笏洞爺国立公園指定 70 周年記念マーク（以下「記念マーク」という。）の使用に関し必要な項目を定め、もって支笏洞爺国立公園の普及啓発等に寄与することを目的とする。

2. 管理事務

環境省北海道地方環境事務所（以下「記念マーク管理者」という。）において、記念マークの権利の保有および管理事務を行う。

3. 使用について

記念マーク管理者が支笏洞爺国立公園の普及啓発に関する活動・整備において使用を認めた場合、使用することができる。

記念マークを使用したい者は別添 1 の所管する事務所に使用目的や使用期間、使用方法などを事前に相談すること。

4. 使用後の報告

記念マークの使用に当たっては、使用開始から 1 ヶ月以内に記念マーク管理者に使用方法（記念マークを使用した印刷物や URL など）を報告すること。

5. 禁止事項

記念マークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1) 支笏洞爺国立公園の普及啓発と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (2) 記念マークの改変、指定カラー以外の使用。
- (3) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 提供する賞品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (6) 使用者が実態の無い団体の場合。
- (7) 別添 2 の記念マーク使用マニュアルに反する場合。
- (8) 反社会的勢力、又はそれに類する団体、企業及び個人に関わりがある者が使用する場合。
- (9) その他、本規程の定めに適合しない場合。

6. 記念マークを使用する者の責務等

記念マークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、

記念マーク管理者は、記念マークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7. 記念マークの使用改善・禁止の要求

記念マークを使用する者が、6. 禁止事項に定める事項に抵触している場合には、記念マーク管理者は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。使用改善の要求に従わない場合には、記念マーク管理者は当該使用者に対する使用の禁止を求めることができる。なお、記念マーク管理者はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

8. その他

本規約に定めるものの他、必要な事項は環境省北海道地方環境事務所が別に定める。

附則

本規約は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別添 1

1. 支笏洞爺国立公園管理事務所（支笏湖・定山渓エリア）

0 6 6 - 0 2 8 1

北海道千歳市支笏湖温泉

TEL. 0 1 2 3 - 2 5 - 2 3 5 0

所管市町村名：札幌市・恵庭市・千歳市・苫小牧市

2. 支笏洞爺国立公園管理事務所 洞爺湖管理官事務所（洞爺湖・登別・羊蹄山エリア）

0 4 9 - 5 7 2 1

北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 2 - 5

TEL. 0 1 4 2 - 7 3 - 2 6 0 0

所管市町村名：登別市・伊達市・洞爺湖町・壮瞥町・白老町・俱知安町・ニセコ町・

真狩村・喜茂別町・京極町

3. 北海道地方環境事務所

0 6 0 - 0 8 0 8

北海道札幌市北区北八条西二丁目 札幌第一合同庁舎 3 階

TEL. 0 1 1 - 2 9 9 - 1 9 5 0